



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

号 外

(創刊 1988.12.14)

2015.10.04.

事業認定告示さる

10月2日付で南線事業に関して国交大臣により、又同日付で上郷公田線に関して神奈川県知事により事業認定告示がなされた。昨年3月6日に事業者は上記2件の事業に関して土地収用法を適用し南線に関して同年8月27日付で認定庁である国交省に事業認定申請書を提出した。

南線は大気汚染、地盤沈下などの公害に止まらず住民の生命や安心、安全な生活を脅かす危険道路として住民が強く反対する中で事業者は住民の声を全く無視して強引にことを進めたのである。

ただ、事業認定を行う認定庁である国交省としてこれら住民の声を無視することはできず、住民から出された6,422通に上る意見書と公聴会における住民の公述に対していちいち認定庁としての見解を述べることを行わざるを得なかった。そのため事業認定申請から1年以上経過して漸く認定告示に至ったのである。圏央道関係では3ヶ月とか6ヶ月以内に認定告示された例が多い中でこれは例外的に長い時間がかかったというべきである。

このように事業認定が遅れたのは科学的根拠に基づく住民の強い反対を押し切って事業を進めるほどの緊急性と必要性が南線にない事その理由であり、事業を単に進める必要性として首都圏の広域的な環状道路ネットワークの整備とか大地震などの災害時の緊急輸送路としての役割といった凡そ意味のないことを公益上の必要性として挙げる他なかったからである。

事業認定が行われた今後の動きとしては、おそらく県に収用委員会が設置されて収用に関する主な業務はここで行われることになる。

ただ、今回の認定庁の告示にあるように、**起業地の一部については収用又は収用の手続きが保留される(法第33条)**ことは重要である。これは具体的にはトラスト地の地権者などについては収用は保留、つまりそのままでは収用できないという事である。このことからわかるように、事業認定告示が行われても住民としては地権者を法的に守ることを通じて効果的に反対を続けることができるのであり、戦いはこれからが正念場である。

(会長 比留間)